

# 資料編





## 防災ボランティアに関する法的枠組

### ① 「災害対策基本法」でのボランティアの位置づけ

第5条の3 [平成25年の改正により追加]

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第8条第2項 [第13号が平成7年の改正により追加]

国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

13 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

### ② 「災害対策基本法」における応援・受援関連の規定

第5条の2 (地方公共団体相互の協力)

地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

第8条2項 (施策における防災上の配慮等)

12 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

16 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

第40条 (都道府県地域防災計画)

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

第42条 (市町村地域防災計画)

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

## 第46条（災害予防及びその実施責任）

災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

5 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

### ③国の「防災基本計画（令和元年5月）」におけるボランティアの位置づけ（抜粋）

#### ・第1編 総則

#### 第2章 防災の基本理念及び施策の概要

##### (1) 周到かつ十分な災害予防

○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。

- ・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。

##### (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- ・ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

#### 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

(略)

- ・ ～（略）～ 一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。

#### ・第2編 各災害に共通する対策編

#### 第1章 災害予防

##### 第3節 国民の防災活動の促進

##### 3 国民の防災活動の環境整備

##### (2) 防災ボランティア活動の環境整備

○市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）

は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

○国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 10 防災関係機関等の防災訓練の実施

#### (2) 地方における防災訓練の実施

○地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

#### 6 国における活動体制

##### (4) 非常災害対策本部の設置と活動体制

(略)

○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

(略)

(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

(略)

○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める～(略)～

○特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するように努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

# 動物の愛護及び管理に関する法律 (第二種動物取扱業の規定)

## 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号） (令和元年6月19日交付)

### 第三節 第二種動物取扱業者

#### (第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (省略)
- 二 (省略)
- 三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令**  
**(令和2年2月28日交付)**

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 大型動物（牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物）及び特定動物の合計数 三

二 中型動物（犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。）の合計数 十

三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十

四 第一号から第二号に掲げる動物の合計数 十

五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十

3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合

二 警察職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合

三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合

七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合



- 九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
- 十二 国の職員が少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十三条、婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

（第二種動物取扱業の届出等）

第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（チからルまでにあつては、これらの施設を設置している場合に限る。）
  - イ ケージ等
  - ロ 給水設備
  - ハ 消毒設備
  - ニ 餌の保管設備
  - ホ 清掃設備
  - ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための施設
  - ト 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を行おうとする者に限る。）
  - チ 排水設備
  - リ 洗浄設備
  - ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
  - ル 空調設備（屋外設備を除く。）
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする

る。

- 一 事業の開始年月日
- 二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であって、第十条の五第二項各号に掲げる数を下回らないもの
- 二 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあつては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をした時の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
- 三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であつて、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の遵守基準)

第十条の九 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 譲渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。

- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 二 譲渡業者にあつては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。
- 三 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 四 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

### **第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目**

**平成25年4月25日環境省告示第47号**

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/laws/h25\\_nt\\_h250425\\_47.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/h25_nt_h250425_47.pdf)

# 所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を 拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて

警視庁総務部長

警視庁地域部長 殿

各道府県警察本部長

警察庁丁地発第73号

平成31年3月29日

警察庁生活安全局地域課長

## 所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして 申告を受けた場合等の取扱いについて

見出しの件については、下記を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第35条第1項に規定する都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）と緊密に連携し、適切な取扱いに努められたい。

なお、本件については、環境省自然環境局と協議済みである。また、「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取り扱い等について」（平成25年12月24日付け警察庁丁地発第238号）は廃止する。

### 記

#### 第1 基本的留意事項

##### 1 関係法令解釈上の留意事項

- (1) 遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第4条第3項では、動愛法第35条第3項の規定による「所有者の判明しない犬又は猫」の引取りの求め（以下「引取りの求め」という。）を行った拾得者については、拾得をした物件の速やかな警察署長への提出等を規定した法第4条第1項及び第2項を適用しないこととされている。

これは、警察署等では動物の飼養や保管に関し専門的な職員及び施設・設備を有しておらず、動愛法の趣旨を踏まえれば、都道府県等において当該犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適切であると考えられたためである。

したがって、拾得したとして申告を受けた犬又は猫の取扱いに当たっては、都道府県等と連携を図る等この趣旨を踏まえて対応する必要がある。

- (2) 動愛法第35条第3項において、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを「その拾得者その他の者」から求められた場合に、これを引き取らなければならない旨が規定されている。

したがって、警察職員が職務中に物件を取り扱った場合において、当該警察職員は、「その拾得者その他の者」として引取りの求めを行うことができる。

(3) 法第37条第1項第1号では、3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないとき、警察署長が保管する法第35条第2号から第5号に掲げる物件を除く物件について、法第35条第1項に該当するものは国に、それ以外のものは都道府県に帰属することが規定されている。当該規定は、動物についても当然に適用される。

(4) 本通達の趣旨を踏まえ、特例施設占有者に対しても適切に指導されたい。

## 2 引取りの求め及び負傷した犬・猫等の動物の通報に係る手続き

動愛法第35条第3項の所有者の判明しない犬又は猫の引取りの求めについては拾得者が、第36条第1項の規定による所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物（以下「負傷動物等」という。）の通報（以下「通報」という。）については発見者が、それぞれ当該規定に基づき、自ら行うことを原則とする。

ただし、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者又は発見者が自ら早急に引渡し等を行うことができない場合であって依頼されたときに限っては、その経緯を明らかにするため、様式例1、様式例2に倣って書面を作成し、様式例2を拾得者又は発見者に交付した上で、一時的に預かって差し支えない。

なお、動物に係る遺失物を受領したときは、当該遺失届に係る動物について、様式例1に倣い作成した書面により該当する動物の有無を確認する。

## 3 都道府県等、地方環境事務所との連携、確認

各都道府県警察においては、拾得したとして申告を受けた動物の取扱いに関して、担当する都道府県等又は地方環境事務所と連携の上、関係法令に基づき適正な運用を図ること。

また、犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、都道府県等に対し、当該犬又は猫の遺失者からの問合せの有無を確認する。

## 第2 個別の拾得事案の取扱い上の留意事項

### 1 犬又は猫の取扱い

(1) 犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、当該犬又は猫に該当する遺失届の有無を確認する。

(2) (1)の確認の結果、遺失届がある場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

(3) (1)の確認の結果、遺失届がない場合は、拾得した者に対して、法及び動愛法の主旨並びに法に基づく拾得及び動愛法に基づく引取りの求めの手続き等について十分説明する。

- (4) 拾得をした者が3か月経過後に所有権の取得を希望するときは、法に基づき、拾得をした物件として提出を受ける。

その他、鑑札その他の公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）により発行された所有者に関する情報が記載された書面等（以下「鑑札等」という。）が当該犬又は猫の表面に装着されており、直接又は発行を行った公務所等を経由して当該所有者たる遺失者と連絡がとれる場合又は装着している物から遺失者が存在することが明らかな場合は、法に基づき、拾得をした物件として提出を受けて差し支えない。

他方、鑑札等がなく遺失者の特定に至らない場合は、法第2条第1項の「物件」に該当しない可能性もあることから、取扱いについて慎重に検討する。

- (5) 拾得者が動愛法に基づく引取りの求めを希望したにも関わらず、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者が自ら早急に行うことができない場合であって依頼されたときに限っては、当該引取りの求めに係る犬又は猫を警察が一時的に預かり、その後、速やかに都道府県等に引き渡すことは差し支えない。

## 2 負傷動物等の取り扱い

- (1) 負傷動物等を発見したとして申告を受けたときは、発見者に動愛法に基づく通報を行うよう説明する。
- (2) (1)において、発見者が自ら通報を行うことを原則とするが、休日、夜間等で都道府県等が閉庁などやむを得ない事情により、動愛法に基づく通報を自ら行うことができないときは、可能な限り、当該発見者の面前において、都道府県等の担当者等と連絡をとり、その対応を確認するように努める。

なお、休日、夜間等において都道府県等から当該対応を確認するため、あらかじめ、都道府県等の担当者等との連絡手段等について協議しておく。

## 3 1、2以外の動物の取り扱い

- (1) 犬、猫及び負傷動物等以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、当該動物に該当する遺失届の有無を確認する。
- (2) (1)の確認の結果、遺失届がある場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。
- (3) (1)の確認の結果、遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受ける。ただし、動愛法第26条第1項で定める「特定動物」及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条で定める「特定外来生物」（以下「特定動物等」という。）は、法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、(1)の確認の結果、遺失届がない場合において、特定動物等への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認する。

特定動物等であるか否か判断がつかない場合は、特定動物については都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長とする。）、特定外来生物については地方環境事務所に確認を依頼する。該当する場合は許可を出したと考えられる行政機関に対し許可の有無の確認及び所有者がいる場合にはその氏名や連絡先等の確認を依頼する。

- (4) 上記（2）及び（3）以外の場合において、拾得したとして提出を受けたときは、都道府県等に当該動物の保管を委託すること、都道府県等又は地方環境事務所から当該動物の保管方法等について技術的助言を求めること又は適切な保管委託先についての紹介を受けること等により、当該動物を適切に保管する。
- (5) 法第10条により当該動物を処分する場合には、遺失物法施行令第4条ただし書に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行う。また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、都道府県等に助言を求める（特定動物等に該当する場合は除く。）
- (6) 法第37条第1項第1号の規定により、公告した後3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が都道府県に帰属するため、帰属後の処分について、都道府県等の動物愛護担当部局と協議する（特定動物等に該当する場合は除く。）。

## ボランティアの定義

災害対策基本法や防災基本計画に記載されているボランティアの定義には、「定義(1)：市民(国民)個人、もしくはその総体」と「定義(2)：災害救援活動に関わる民間組織」の2つがあります。

定義(1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民(国民)個人、もしくはその総体。</li><li>・被災地内、もしくは被災地外で被災者の暮らしや復旧・復興のために活動を行う個人を指す。被災者自らが活動する場合も含まれる。</li><li>・近年では、災害ボランティアセンターを通じて、被災地での活動を希望する個人を指すことが主であるが、同センターを通じず地域内で支え合いを行う個人も含まれ、また、被災地外での募金活動、現地への送り出し支援等を行う個人も含まれる。</li><li>・また、建築・医療・福祉など専門的な知識・技能を有する個人を「専門ボランティア」と位置づけている場合もある。</li></ul>
定義(2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害救援活動に関わる民間団体を指す。</li><li>・社会福祉協議会、NPO、市民活動団体の他、日本赤十字社(奉仕団)、共同募金、生活協同組合、労働組合、青年会議所、企業など対象は幅広い。被災した自治体・町内会、自主防災組織、消防団等の支え合いの活動もある。</li><li>・都道府県や市町村の地域防災計画に記載されている場合は、社会福祉協議会など、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる担い手を「ボランティア」としている場合がある。</li></ul>

災害対策基本法に規定されている「ボランティア」は、個人・法人を問わず被災者の援護等のために自発的に防災活動に参加する者全般を示します。また、支援内容により「一般ボランティア」と「専門ボランティア」に分けられます。

一般ボランティア (個人・団体)	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別な専門性を持たず、支援のために駆け付けるボランティア。</li><li>・主に災害VCを経由して、被災者支援活動に当たる。</li><li>・NPO・ボランティア団体の活動に個人として参加する場合もある。</li><li>・災害対応への経験値は様々。</li></ul>
---------------------	--



## 専門ボランティア

- ・看護師、作業療法士、理学療法士、外国語の通訳、弁護士、行政書士など特定の専門知識・技術を活かして活動するボランティア。
- ・土業以外に、重機の操縦や建築物の応急危険度判定、土砂災害に関する専門知識を有する者も含まれる。
- ・個人で活動するケース、土業団体や企業、NPO 等の組織から派遣され災害ボランティアセンター と連携した活動を行うケースなど、活動の方法は様々。
- ・業界団体などの組織をベースに活動している場合には、ベースとなる組織との調整を行うなど、留意が必要となる。
- ・専門性が高い活動に関しては、受入れの是非の判断について、庁内の所管部局や関係機関（国・都道府県等）との相談が必要な場合がある。
- ・専門ボランティアは、その専門性故に瑕疵による高い責任を問われることもあり、留意が必要。

### (NPO・ボランティア団体)

- ・専門性や得意な活動分野を有する組織だが、防災や災害時の活動に関する経験や知識を有するものとあまり持たないものがある。
- ・防災や災害時の活動を専門とする団体は、過去の活動経験から災害時の支援のノウハウを有している。
- ・災害VC を通さず独自に活動するケース、災害VC と連携して相互補完的に活動するケースがある。

# 人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範

令和2年3月 発行

**発行** 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
〒110-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL : 03-3581-3351

**編集** 一般財団法人 自然環境研究センター  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号  
TEL : 03-6659-6310



**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。